# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 10 | 国民健康保険事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

守口市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | 国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。 |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

守口市長

## 公表日

平成30年9月3日

［平成26年４月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険関係事務 |
| ②事務の概要 | ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険に係る給付事務及び国民健康保険料の賦課とそれに関する調査を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。<br>①国民健康保険被保険者資格の管理<br>②国民健康保険に係る給付事務<br>③納入通知書による国民健康保険料額の通知<br>④国民健康保険者台帳（システム）の照会<br>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する<br>⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 |
| ③システムの名称 | 1　WizLIFE　2　団体内統合宛名システム　3　中間サーバー<br>4　国保総合システム　5　国保情報集約システム |
| **2. 特定個人情報ファイル名** | |
| 国民健康保険情報ファイル | |
| **3. 個人番号の利用** | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の30の項<br>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項等および同法第113条の3 |
| **4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　＜選択肢＞<br>1）実施する<br>2）実施しない<br>3）未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>42、43、44、45、の項 |
| **5. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 保険課 |
| ②所属長 | 保険課長　米田　幸司 |
| **6. 他の評価実施機関** | |
| なし | |
| **7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求** | |
| 請求先 | 総務部法制文書課 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 市民生活部保険課 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 平成30年7月31日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 平成30年7月31日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年3月1日 | Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険に係る給付事務及び国民健康保険料の賦課とそれに関する調査を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。<br>①国民健康保険被保険者資格の管理<br>②国民健康保険に係る給付事務<br>③納入通知書による国民健康保険料額の通知<br>④国民健康保険者台帳（システム）の照会<br>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する | ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険に係る給付事務及び国民健康保険料の賦課とそれに関する調査を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。<br>①国民健康保険被保険者資格の管理<br>②国民健康保険に係る給付事務<br>③納入通知書による国民健康保険料額の通知<br>④国民健康保険者台帳（システム）の照会<br>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する<br>⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 | 事前 | 平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会との間で、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要なことによる追記。 |
| 平成29年3月1日 | Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 1　WizLIFE　2　団体内統合宛名システム　3　中間サーバー | 1　WizLIFE　2　団体内統合宛名システム　3　中間サーバー<br>4　国保総合システム　5　国保情報集約システム | 事前 | 平成31年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会との間で、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要なことによる追記。 |
| 平成29年3月1日 | Ⅰ　3．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の30の項 | 番号法第9条第1項　別表第一の30の項<br>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項等および同法第113条の3 | 事前 | 平成32年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会との間で、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要なことによる追記。 |
| 平成29年3月1日 | Ⅰ　5．②所属長 | 保険課長　西垣　清 | 保険課長　西川　博康 | 事後 | |
| 平成29年3月1日 | Ⅱ　1．対象人数 | 平成26年3月31日時点 | 平成29年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成29年3月1日 | Ⅱ　2．取扱者数 | 平成28年4月1日時点 | 平成29年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | Ⅰ　5．②所属長 | 保険課長　西川　博康 | 保険課長　塔本　浩史 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年9月3日 | Ⅰ　5. ②所属長 | 保険課長　塔本　浩史 | 保険課長　米田　幸司 | 事後 | |
| 平成30年9月3日 | Ⅱ　1. 対象人数 | 平成29年1月31日時点 | 平成30年7月31日時点 | 事後 | |
| 平成30年9月3日 | Ⅱ　2. 取扱者数 | 平成29年1月31日時点 | 平成30年7月31日時点 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |